

質 疑 回 答 書

令和7年10月10日

令和7年度 医療的ケア者等に対応する生活介護事業所整備事業における
事業者募集に係る質疑に対する回答は以下のとおりとなります。

No	質疑事項	回答
Q 1	質疑事項： その他 市川市独自の補助金等で、開所にあたり活用できるものがあるか。 (例：施設内整備補助金、社宅補助金、ICT補助金等)	現在、社会福祉法人が行う「短期入所事業所」の整備を対象とした補助金がございますが、「生活介護事業所」の整備を対象とした補助金はありません。 なお、市の単独補助金としては、備品の購入費用等に対する補助金がございます（別紙参照）。 ※各年度における予算の確保が前提となります。

市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活介護等の事業を行う者の経営の支援を図るため、当該事業を行うための建物等の賃借に要する経費並びに当該事業を開始するための備品の購入及び建物のバリアフリー化に要する経費について、市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活介護等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練及び同条第15項に規定する就労継続支援並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。
- (2) 建物等 生活介護等の事業を行うための建物、土地及び駐車場（職員の通勤用の駐車場、用途が定まっていない駐車場その他の市長が適当でないとするものを除く。）をいう。
- (3) 備品 生活介護等の事業において利用者の利用に供する自動車、パーソナルコンピュータその他の市長が必要とする備品であって、当該事業を行うための事業所を開設する日の属する年度以前に購入するもの（購入価格が5,000円を超えるものに限る。）をいう。
- (4) バリアフリー化 既存の建物を生活介護等の事業を行うための事業所として開設するために行う当該事業所の利用者が円滑に当該事業所を利用することができるようにするための設備の改修であって、当該事業所を開設する日の属する年度以前に行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者（第5条の2第1号において「指定障害福祉サービス事業者等」という。）のうち、生活介護等の事業を行うため市内に事業所を設置しているものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

- (1) 建物等の賃借に要する経費 次に掲げる事業所の区分に応じそれぞれ次に定め

る額

ア 生活介護等の提供開始日から1年を経過していない事業所 建物等の賃借料（当該年度において当該事業を行うために賃借する期間に係るものに限る。）の合計額。ただし、月額20万円を限度とする。

イ 生活介護等の提供開始日以後の期間が1年以上3年以内の事業所 アに規定する賃借料に2分の1を乗じて得た額の合計額。ただし、月額10万円を限度とする。

- (2) 備品の購入又は建物のバリアフリー化に要する経費 備品の購入に要する費用及びバリアフリー化に要する費用の合計額（市長が別に指定する助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けたときは、これらの費用から当該給付金の額を控除して得た額）。ただし、200万円を限度とする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 建物等の賃貸借契約書の写し（第8条第1項において「賃貸借契約書の写し」という。）
- (2) 備品を購入する場合にあってはその見積書、備品を購入した場合にあってはその領収書の写し
- (3) バリアフリー化をした場合にあっては、その領収書の写し並びにバリアフリー化の前後の状況を示した図面及び写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

第5条の2 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第3条第1項の規定による申請に係る事業所における生活介護等の提供開始日から当該提供開始日以降に最初に到来する当該事業所に係る指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新の日（第3号において「更新日」という。）までの間、当該生活介護等を継続して行うこと。
- (2) 前号に掲げる条件に該当しないこととなったときは、速やかに、その旨を市長に報告すること。
- (3) 補助金の交付を受けて取得した備品のうち、その購入費が10万円を超えるものについては、更新日を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (4) 前各号に掲げる条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(交付の特例)

第7条 市長は、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金概算払交付請求書（様式第3号）によるものとする。

(変更等の承認)

第8条 規則第8条の承認を受けようとする者は、市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付申請事項変更等承認申請書（様式第4号）に変更後の賃貸借契約書の写しその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上承認の可否を決定し、その旨を市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第5号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金実績報告書（様式第6号）によるものとする。

2 前項の報告書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 収支決算書

(2) 建物等の賃借に要した費用の領収書の写し又は当該費用の支払が行われた金融機関の口座に係る通帳の写し

(3) 備品を購入した場合にあっては、その領収書の写し

(4) バリアフリー化をした場合にあっては、その領収書の写し並びにバリアフリー化の前後の状況を示した図面及び写真

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日とする。

(額の確定)

第10条 規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金額確定通知書（様式第7号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条の交付請求書は、市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

(補助金の精算)

第12条 第7条の規定により補助金の概算払を受けた者は、第10条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、当該額の確定に基づく補助金の精算をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年11月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行し、改正後の市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行し、改正後の市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年度の家賃等補助金に関する経過措置)

2 平成25年度分の市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金(建物、土地又は駐車場の賃借料に係る補助金に限る。以下「家賃等補助金」という。)の交付を受けた事業所であって、次の各号のいずれにも該当する法人が運営するものに対する平成26年度分の家賃等補助金の額は、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、同号アに規定する賃借料の合計額とする。ただし、月額20万円を限度とする。

(1) 平成25年度決算(決算の対象期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間と異なる場合には、市長が適当と認める期間に係る決算。以下同じ。)において当該法人が行う全ての生活介護等の事業に係る資金収支が零を下回る者(平成25年度分の家賃等補助金を改正後の第4条第1号イの規定により算定した場合には、当該収支が零を下回ることとなる者を含む。)

(2) 平成25年度決算における法人全体の資金収支が零を下回る者(平成25年度分の家賃等補助金を改正後の第4条第1号イの規定により算定した場合には、当該収支が零を下回ることとなる者を含む。)

(平成27年度の家賃等補助金に関する経過措置)

3 前項の規定の適用を受けた事業所に対する平成27年度分の家賃等補助金の額は、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、同号アに規定する賃借料に4分の3を乗じて得た額の合計額とする。ただし、月額15万円を限度とする。

(補則)

- 4 前2項に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成29年4月1日以後の申請に係る市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金(以下「新補助金」という。)について適用し、同日前の申請に係る市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金(「旧補助金」という。)については、なお従前の例による。
- 3 改正前の市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第6条の規定により旧補助金の交付の決定をした旨の通知を受けた者及び平成28年度以前に旧要綱第3条の要件に該当することとなった者であって、旧補助金の交付を受けていないものについては、新要綱第6条の規定により新補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)とみなす。
- 4 前項の規定により補助対象者とみなされた者の新要綱第4条第1号イの規定の適用については、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間、同号イ中「3年」とあるのは「5年」とする。
- 5 第3項の規定により補助対象者とみなされた者の新要綱第4条第1号イの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同号イ中「2分の1」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる割合に、同号イただし書中「10万円」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる金額に読み替えるものとする。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	10分の4	8万円
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	10分の3	6万円
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	10分の2	4万円
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	10分の2	4万円

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付要綱第2条第1号の改正規定及び第2条中市川

市社会福祉法人指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付要綱第2条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付要綱の規定（第2条第1号の規定を除く。）は、令和7年度以後の年度分の市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金について適用し、令和6年度分までの市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金交付要綱の規定（第2条第1号の規定を除く。）は、令和7年度以後の年度分の市川市社会福祉法人指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金について適用し、令和6年度分までの市川市社会福祉法人指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金については、なお従前の例による。